# 「日本獣医師会雑誌投稿規程」の一部改正について

このたび本誌原稿の円滑な審査、掲載等を図ることを目的に、下記のとおり「日本獣医師会雑誌投稿規程」が一部改正されましたので、お知らせします(令和2年2月13日制定、令和2年4月1日施行)。

記

# 「日本獣医師会雑誌投稿規程」の一部改正に伴い 留意すべき主な事項

# (1) 学会誌の名称 (第1条 他)

現状、学会誌の名称は、投稿規程等では「<u>学会学術</u>誌投稿規程」、編集委員会規程では「獣医学術学会誌編集委員会」と2つの名称が使用されており、本名称は混乱がないよう統一する必要があるため、「<u>獣医学術学会</u>年次大会」等の名称に併せ、本規程内の「<u>学会</u>学術誌」の記載はすべて「<u>獣医学術学会誌</u>(略称は「<u>学</u>会誌」)」に統一いたしました。

# (2) 投稿要領関連 (第4条 (2) 及び (6))

現行の文字・行数では、原稿作成に苦慮する他、文字間が間延びする等の事例があり、円滑な審査の妨げにならぬよう、様式を改めるとともに、刷り上がりの 頁数のみを明示することといたしました.

改正部分詳細については、別記の新旧対照表(別記1),新たな投稿規程(別記2)を参照してください(変更箇所は下線部です).

別記 1

# 日本獣医師会雑誌投稿規程の新旧対照表

# 改 正 条 文 現 行 条 文

#### 日本獣医師会雑誌投稿規程

#### (目 的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程(以下「編集規程」という。)第4条の規定に基づき、日本獣医師会雑誌(以下「日獣会誌」という。)の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定めるものである。

なお、編集規程第1条のなお書に規定したとおり、 日獣会誌のうち<u>獣医学術学会</u>誌に関する事項は、別 に定めるところによる.

#### (編集の区分)

第2条 日獣会誌 (<u>獣医学術学会</u>誌部分を除く. 以下, 同様) の編集の区分は, 原則として次のとおりとする.

(略)

#### 日本獣医師会雑誌投稿規程

# (目 的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程(以下「編集規程」という。)第4条の規定に基づき、日本獣医師会雑誌(以下「日獣会誌」という。)の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定めるものである。

なお、編集規程第1条のなお書に規定したとおり、 日獣会誌のうち<u>学会学術</u>誌に関する事項は、別に定 めるところによる.

## (編集の区分)

第2条 日獣会誌(<u>学会学術</u>誌部分を除く.以下,同様) の編集の区分は,原則として次のとおりとする.

(略)

## 改正条文

## 現 行 条 文

#### (投稿要領等)

第4条 投稿の要領は、原則として次のとおりとする.

(略)

(2) 原稿は、A4 判縦で余白を上下左右 25mm、文字色は黒、字体は日本語は細明朝、英語は Century、字の大きさは 12 ポイント、行間はダブルスペースとし、横書きでページを付す。

(略)

(6) 原稿は、表題、本文、図(写真を含む)・表等すべてを含み、投稿区分毎の刷り上り規定頁数(別表)内に収める。

なお、刷り上り1頁あたり最大2,400文字を記載できるが、図表を入れる場合、その数と大きさには、本文等の文字数との兼ね合いを十分考慮しなければならない。

掲載区分	刷り上り規定頁数
論説	3 頁以内
総説	5 頁以内
解説・報告	5 頁以内
資料	2 頁以内
意見	1 頁以内
診療室	1 頁以内
紀行・見聞	2 頁以内

#### (執筆要領)

第5条 投稿原稿の執筆要領は、原則として日本獣医師会<u>獣医学術学会</u>誌投稿規程第7条(執筆要領)に 準ずるものとする。ただし、<u>獣医学術学会</u>誌を除き、 英文での投稿を認める。

(略)

<u>附</u> 則(令和2年2月13日一部改正,第65回日本獣 医師会雑誌編集委員会承認)

この改正は、令和2年4月1日から施行する.

#### (投稿要領等)

第4条 投稿の要領は、原則として次のとおりとする.

(略)

(2) 原稿は、<u>A4 判用紙を使用し、1 頁(片面)を 25</u> 字×24 行として行間を十分あけ、明朝体を用い横書 きでページを付す.

(略)

(6) 投稿の主な掲載区分ごとの原稿の制限枚数は、次のとおりとする.

掲載区分	原稿制限枚数(字数)
論説	12 枚 (7,200 字)
総説	20 枚(12,000 字)
解説・報告	20 枚(12,000 字)
資料	8枚 (4,800字)
意見	4枚 (2,400字)
診療室	4枚 (2,400字)
紀行・見聞	8枚 (4,800字)
(注) 百穂 お粉け	25 字×24 行(600 字)で換質

(注) 原稿枚数は、25 字×24 行 (600 字) で換算.

#### (執筆要領)

第5条 投稿原稿の執筆要領は、原則として日本獣医師会学会学術誌投稿規程第7条(執筆要領)に準ずるものとする。ただし、学会学術誌を除き、英文での投稿を認める。

(略)